

富里市総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札の実施に伴う落札者決定基準

平成21年3月31日 制定
平成21年7月31日 改正
平成22年6月30日 改正
平成27年9月 1日 改正
令和 3年4月 1日 改正

この落札者決定基準は、富里市総合評価落札方式一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、特別簡易型による総合評価落札方式の一般競争入札を実施するにあたり、標準的な基準案として作成したものであり、落札者決定基準は、学識経験者の意見聴取を踏まえ、入札公告において個々に定めるものとする。

1 落札者の決定方法

総合評価方式による落札者は、入札参加資格を有する者で、次に掲げる要件を満たす者のうち、2の評価値の算出方法により算出された評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上ある場合においては、当該者にくじを引かせ落札候補者を決定する。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
- (2) 実施要領第6条第1項第1号に掲げる技術資料の提出を求めた場合、当該技術資料を提出した者であること。
- (3) 当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- (4) 富里市低入札価格調査制度要領第10条第1項の規定による落札者又は落札候補者とならないことの決定を受けていないこと。
- (5) その他 入札公告等で定めた諸条件を満たしているものであること。

2 評価値の算出方法

評価値の算出は除算方式とし、標準点100点と技術的要素の評価による加算点の合計による技術評価点を入札価格で除して数値に100万を乗じて得た数値（小数点以下第5位を四捨五入し小数点以下第4位まで算出）とする。

(1) 評価値の算式

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

※小数点以下第5位を四捨五入し小数点以下第4位まで算出

(2) 技術評価点の算式

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} (100点) + \text{加算点}$$

(3) 加算点の算式

加算点は評価点が最高であった1社に加算点として満点の20点を付与する。

$$\text{最高1社以外の加算点} = \text{加算点満点値} 20点 \times \text{評価点} \times \text{最高1社の評価点}$$

※小数点以下第4位を四捨五入し小数点以下第3位まで算出

●総合評価方式による技術評価点算出例（予定価格 50,000,000 円）

	A社	B社	C社	D社
①評価点の合計	21	18	14	11
②加算点	20.000	17.143	13.333	10.476
③技術評価点	120.000	117.143	113.333	110.476
④入札価格	49,000,000	48,000,000	47,000,000	45,200,000
④評価値	2.449	2.440	2.411	2.444
⑤落札者決定	1位落札	3位	4位	2位

①評価点

評価点は評価項目の合計点とする（25点が満点）

A社：21点　B社：18点　C社：14点　D社：11点

②加算点の算出（加算点満点値 20点×評価点×最高1社の評価点）

加算点は最高20点とし、評価点が合計であったA社に20点を付与する。

A社：20点

B社：20点×18点÷21点=17.1428点

C社：20点×14点÷21点=13.3333点

D社：20点×11点÷21点=10.4761点

③技術評価点の算出（標準点（100点）+加算点）

A社：100点+20.000点=120.000点

B社：100点+17.143点=117.143点

C社：100点+13.333点=113.333点

D社：100点+10.476点=110.476点

④評価値の算出（技術評価点÷入札価格×1,000,000）

A社：120.000点÷49,000,000円×1,000,000=2.4489点

B社：117.143点÷48,000,000円×1,000,000=2.4404点

C社：113.333点÷47,000,000円×1,000,000=2.4113点

D社：110.476点÷45,200,000円×1,000,000=2.4441点

⑤落札者の決定

1位：A社=2.4489点（落札者）

2位：D社=2.4441点

3位：B社=2.4404点

4位：C社=2.4113点

3 価格以外の評価項目の内容及び評価基準の案

(1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	評点	配点
過去5年以内に完成した同種工事、同規模工事の施工実績（注1）	同種かつ同規模以上の公共工事を元請として施工した実績がある（注2、3、4）	4	4
	同種の公共工事を元請として施工した実績がある	2	
	実績なし	0	
富里市発注工事における直近2年間の工事施工成績の平均点（注5）	80点以上	3	3
	75点以上 80点未満	2	
	70点以上 75点未満	1	
	70点未満	-2	
	成績なし	0	

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評点	配点
主任（監理）技術者の保有する資格（注6）	1級土木施工管理技士または技術士の資格を保有している（注7）	2	2
	上記の資格を保有していない	0	
主任（監理）技術者の過去5年以内の同種工事の施工実績（注1）	同種・同規模以上の公共工事を元請の主任（監理）技術者として施工した実績がある（注2、3）	4	4
	同種の公共工事を元請の主任（監理）技術者として施工した実績がある	2	
	実績なし	0	

(3) 企業の信頼性及び社会性

評価項目	評価基準	評点	配点
ISO9001 または ISO14001 の認証取得（注8）	ISO9001 及び ISO14001 の両方を認証取得している	2	2
	ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを認証取得している	1	
	認証取得なし	0	
建設業労働災害防止協会への加入	加入している	1	1
	なし	0	
工事事務又は不誠実な行為（注9）	過去2年以内に富里市発注工事における工事事務又は指名停止措置を受けている	-4	0
	なし	0	

(4) 地域精通度及び地域貢献度

評価項目	評価基準	評点	配点
建設業の許可における主たる営業所の所在地(注10)	富里市内に本店がある	2	2
	富里市内に支店がある	1	
	なし	0	
災害活動の実績(注11)	富里市内において過去10年間に災害活動等(地震、風水害、火災、雪害対策等を含む)の実績がある。(注1)	3	3
	なし	0	
災害協定の締結(注12)	富里市と災害応急対策に関する協定を締結している	2	2
	なし	0	
社会福祉の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・富里市在住の障がい者を雇用している(注13) ・富里市在住の高齢者を雇用している(注14、15) ・富里市在住の女性を雇用している(注15) の3項目のうち、2項目に該当する場合(2点)、それ以外(0点)	2	2
		0	
配点合計			25点

注1 過去5(10)年間とは、当該発注工事の入札公告日の前年度から過去5(10)年と当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。

注2 同種工事とは、建設業法で規定する業種と同一であること。

注3 同規模以上の工事とは、当該工事の予定価格(税抜)以上の請負金額(税抜)で契約した工事とする。

注4 公共工事とは、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関を含む。)、都道府県(道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社等の公社)及び市区町村(一部事務組合等を含む)の発注工事とする。

注5 直近2年間とは、入札公告日の属する年度を除く過去2年(年度)間とする。

注6 配置予定技術者は、複数の技術者を申請することはできない。また、特別な理由によりやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、実際の工事の施工にあたっては、申請時の記入された技術者以外の配置は認めない。

注7 当該発注工事の業種により「1級土木施工管理技士」にかわり、「1級建設機械施工技士」「1級電気工事施工管理技士」「1級管工事施工管理技士」「1級造園施工管理技士」「1級建築士」「1級建築施工管理技士」を適宜設定する。

注8 ISOの認証取得については、富里市と契約を締結する事務所(建設業の許可における主たる営業所の所在地)における認証取得の有無によるものとし、(公財)日本適合性認定協会(JAB)またはJABと相互認証している認定機関に認定されてい

る審査登録機関が承認したものとする。

注9 過去2年以内とは、当該発注工事の公告日から遡って2年間をいい、指名停止措置については指名停止期間を対象とする。

注10 入札参加資格要件を市内に本店を有するとした場合は、評価項目から削除するものとする。

注11 災害活動等の実績とは、富里市に災害等が発生して、富里市より緊急的に出動指示、対応指示を受け実施した活動をいう。なお、災害等に関連する本復旧工事は対象とならない。

注12 協議会等の組織により災害応急対策に関する協定を締結している場合については、当該協議会等に参加している個々の企業を協定締結者として取扱うものとする。なお、協定の内容は問わない。

注13 当該工事の公告日現在の障がい者の雇用を対象とする。

注14 高齢者とは、当該工事の公告日現在65歳以上の者をいう。

注15 当該工事の公告日現在で3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

4 評価項目に関し提出する技術資料

入札参加者は、評価項目及び評価基準の評価が判断でき技術資料として、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、区分で選択された評価項目に該当するものとする。

(1) 企業の施工能力に係る技術資料

評価項目	提出する技術資料	
	別記様式	証明する添付書類
同種工事の施工実績	第1号様式	同種・同規模工事内容がわかる部分の内容を証明できるものとして、契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリンズの竣工時工事カルテの写し等を添付。
過去の工事成績		富里市で管理しているデータを活用するため提出不要。

(2) 配置予定技術者の能力に係る技術資料

評価項目	提出する技術資料	
	別記様式	証明する添付書類
配置技術者の保有する資格	第2号様式	当該資格を確認できる証明書等の写しを添付すること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付。
配置技術者の施工実績	第3号様式	当該工事経験の内容を証明できるものとして、コリンズの竣工時工事カルテの写し等を添付。

(3) 企業の信頼性及び社会性に係る技術資料

評価項目	提出する技術資料	
	別記様式	証明する添付書類
I S Oの認証取得	第4号様式	I S O9001・I S O14001の認証の写しを添付。
労働災害防止の取組み	第5号様式	建設業労働災害防止協会加入証明書(提出日以前3か月以内に発行されたもの)の写しを添付。
工事事務又は不誠実な行為		富里市で管理しているデータを活用するため提出不要。

(4) 地域精通度及び地域貢献度に係る技術資料

評価項目	提出する技術資料	
	別記様式	証明する添付書類
営業拠点の所在	第6号様式	建設業の許可申請又は変更届等の控で、営業所の所在地及び許可を得ている工種がわかる部分（受付印があるもの）の写し等を添付。
災害活動の実績	第7号様式	災害等における仮復旧工事の契約書の写しの添付、また、発注担当課におけるヒアリング。
災害協定の締結	第8号様式	当該協定書の写しを添付。なお、協議会等の組織により富里市と協定を締結している場合については、当該協議会等に参加し、協定に加わっていることを証明できる名簿等も添付。
社会福祉の実績	第9号様式	雇用の形態が具体的に確認できるものの写しを添付。

※ 技術資料の提出がない場合又は提出された技術資料で評価基準の判断ができないときは、評点を「0」とする。

※ 提出する技術資料が入札参加資格要件となっているものについては、当該技術資料が提出されない場合、入札参加資格を失うものとする。